

はすだ自治会優待カード協力店を募集します！

登録無料



(イメージ)

はすだ自治会優待カードとは

蓮田市自治連合会と蓮田市商工会では、令和6年7月より自治会加入の新たなメリットを創出するため、「はすだ自治会優待カード事業」を開始いたします。本事業は、自治連合会加入世帯に「はすだ自治会優待カード」を配布し、事業者の皆さんに協力店としてご登録いただき、自治連合会加入世帯が協力店をご利用した際にカードを提示することで、協力店独自の特典をご提供いただくものです。協力店の皆さんには過度な負担にならない程度の特典を提供いただくことになります。

地域コミュニティの維持と地域経済の活性化に繋がる取組にご協力をお願いいたします。

協力店になるメリット

はすだ自治会優待カードの配布対象世帯は蓮田市自治連合会に加入している自治会の会員です。

約13,000世帯、30,000人の方々に向けたサービスです。

- (1) 自治連合会会員を応援する店舗・企業であることをPRできます。
- (2) 自治連合会会員に優しい店舗としてイメージアップができます。
- (3) 協力店の名称や住所、電話番号、サービス内容等の店舗情報を

蓮田市自治連合会・蓮田市商工会のホームページ等で紹介してPRします。

☆お問い合わせ先 蓮田市商工会

☆電話 048-796-8166

☆E-mail: info@web-hasuda.or.jp



協力店の申込方法

- (1) 特典サービス内容を決めてください。
- (2) 申込方法
 - ①協力店申込書(添付)にご記入し事務局まで送付してください。
 - ②WEB フォーム（入力用 QR コード）を読み取り必要事項を記入し送付してください
- (3) 協力店申込書を受領した後、店舗に掲示をしていただく「協力店ステッカー等」を事業開始日（令和6年7月）までに順次お送りします。また、「はすだ自治会優待ショップ協力店検索サイト」へお店の情報を掲載します。
- (4) ステッカー等が届きましたら、提供いただく特典の内容を記入していただき、店内や店頭のお客様がしやすい場所に掲示してください。協力店ステッカー等を掲示していただいた段階で（令和6年7月以降）協力店のスタートとなります。協力店ステッカー等はご希望の枚数を随時追加送付いたします。事務局あてにお気軽にお申し付けください。なお、協力店を廃止する場合は、協力店廃止の届出後に協力店ステッカー等の掲示を外してください。

②WEB フォーム入力用 QR コード



はすだ自治会優待カードについて

- ・ 優待カードは、蓮田市自治連合会に加入している自治会の会員の方が利用できます。
- ・ 対象となる世帯に、原則として、所属される自治会を通じて配布します。
- ・ 優待カードの有効期限は、2029年（令和）11年6月30日までです。

★特典サービスの一例

優待カード提示で・・・

- | | |
|------------------|--------------------|
| ● 商品の代金から5%割引 ※ | ● リフォーム代金5%値引き※ |
| ● ポイントカードのポイント2倍 | ● 大盛り分〇〇〇円を無料サービスに |
| ● ソフトドリンク1杯無料 | ● 粗品プレゼント 等 |

特典内容は自由に設定していただけます。特典内容についてのご質問、ご不明な点は、事務局までお気軽にお問い合わせください。

※ 「消費税サービス」、「消費税分還元」、「消費税相当分ポイント付与」など、あたかも消費者が消費税を負担していない、または軽減されているかのような誤認を与えるものは法律で禁止されていますのでご注意ください。

